

平成22年(ネ)第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件

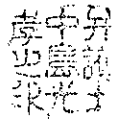
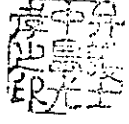
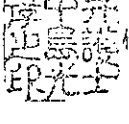
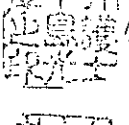
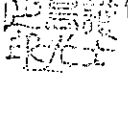
控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルズこと林俊彦

2010年(平成22年)10月26日

控訴人ら準備書面(3)

大阪高等裁判所 第11民事部 口係 御中

控訴人ら代理人弁護士	中	島	光	孝	
同	辻		公	雄	
同	吉	川	法	生	
同	門	松	真	由	
同	阪	口	徳	雄	

控訴人らは、被控訴人の平成22年10月15日付け準備書面（以下「被控訴人準備書面」とする）に対し以下のとおり反論する。

1 被控訴人準備書面は部分的な主張にとどまっている

以下、まず、控訴人らの2010年8月23日付け準備書面における主張を記載し、その後これに対応する被控訴人準備書面における説明、そしてこれに対する控訴人らの主張を述べる。

(1) 関連する口座

(控訴人らの主張)

DPの犬の救助目的での募金に関連する口座は、「AA郵貯口座」(甲10)、「林ジャパン口座」(甲9)、「AA三井口座」(乙13)、「林郵貯口座」(乙14)の4つのほかに、「カワバタマリコ名義の口座」及び「林俊彦名義の口座」(三菱東京UFJ銀行玉造支店と三井住友銀行京橋支店の2つ)があり、さらに、アーク・エンジェルズ名義の別の口座がある可能性もある。

(被控訴人の説明)

これについての被控訴人の説明はないが、川端満里子名義の口座があることは乙第29号証によって認めている。

(2) 被控訴人にかかる口座間等の資金の移動

ア 2006年9月25日

(控訴人らの主張)

林ジャパン口座からカワバタマリコへ50万円送金(甲9)

※乙6・9月25日の欄では「返金」扱い。

(被控訴人の説明)

平成18年9月25日に50万円、同月28日に100万円がカワバタマリコ名義の口座に振り込まれているが(乙29)、これらは、被控訴人

が広島DPに出向くにあたり、当面の支払原資を振り込んだものである。もっとも、支払等に使われることがなかったため、同年11月1日に合計150万円がカワバタマリコから返金されている(乙8)。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

総合仕訳帳(乙6)の該当部分の摘要欄には「返金」となっており、これは「当面の支払原資を振り込んだ」という上記説明と矛盾している。

被控訴人自身は、総合仕訳帳は「カワバタマリコからの返金が短期借入金とされるなど、必ずしも実体と合致した記載がなされているわけではない」と説明しているが、総合仕訳帳の記載が実体を反映しているかいないかは他の証拠に鑑みても明確にはならない。したがって、「私的な流用などない」という被控訴人の主張も特段根拠があるというわけではない。

イ 2006年9月28日

(控訴人らの主張)

林ジャパン口座からカワバタマリコへ100万円送金(甲9)

※乙6・9月28日の欄では「返金」扱い。

(被控訴人の説明及びこれに対する控訴人らの主張)

前記②と同じ

ウ 2006年10月2日

(控訴人らの主張)

林ジャパン口座から林俊彦へ100万円送金(甲9)

※乙7・10月2日の欄では林俊彦が「現金引出」。

(被控訴人の説明)

上記についての説明は見当たらない。

エ 2006年10月10日

(控訴人らの主張)

林ジャパン口座から林俊彦へ200万円送金(甲9)

※乙7・10月10日の欄では林俊彦が「現金引出」。

(被控訴人の説明)

上記についての説明は見当たらない。

オ 2006年10月12日

(控訴人らの主張)

AA郵貯口座から3000万円現金で引出(甲10)

※前日残高は37,734,903円であった。乙7・10月12日の欄では「短期貸付金」扱い。

(被控訴人の説明)

郵貯から残高が多くなりすぎたため、同年10月12日に3000万円を郵貯口座から出金して、同日、新たに川端加津子名義で口座を開設して、一旦同口座に3000万円を入金した(乙28の2)。その後、同日に個人的に入金した52万円強とともに、同年11月27日に全額出金し(乙28の2)、郵貯口座から出金した3000万円は、三井住友のAA名義の口座に同日入金している(乙13)。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

しかし、別口座を開設する必要はなく、郵貯が上記のような示唆なり、指導をすることはない。

ゆうちょ銀行の振替口座は、支払等に使用される口座で、無利息であり、かつ残高の上限を制限しないものである(甲A128)。

被控訴人は、平成18年9月30日から、AA郵貯口座の残高が800万円を超える部分については、振替口座に移すという処理を行っている(甲10・53頁)。平成18年10月12日の3000万円の引出の直前においても、AA郵貯口座の残高は振替口座も含めると3840万7203円であるが、このうち3040万7203円は振替口座の残高であり(甲10・163頁)、この振替口座を残高が多すぎるからといって別口座に移すようゆうちょ銀行

から被控訴人に対し敢えて勧めるようなことはしない。

被控訴人は、3000万円を現金で引き出しているが、川端加津子名義の口座はすでに開設されているのであるから（乙28）、AA郵貯口座から振込などの方法で新たな口座に入金できたはずである。AA郵貯口座から引き出した3000万円が川端加津子名義の口座に入金された3000万円と同一であるかどうか不明である。

さらに、被控訴人は、AA郵貯口座以外にもすでにAAジャパン口座（甲9）を開設していたのであるから、その口座に移すことができるはずであり、敢えて、個人である川端加津子名義の口座を開設して、そこに入金する必要はない。3000万円の扱いについては、上記のとおり不自然な点があるが、これについての説明はない。

カ 2006年11月7日、8日

（控訴人らの主張）

林ジャパン口座からカワバタマリコへ1000万円送金（甲9）

林ジャパン口座からAA三井口座へ1240万円送金（甲9、乙13）

※乙8・11月7日の欄ではカワバタマリコへ1000万円「仮払金」扱い。

※乙8・11月8日の欄ではアーク・エンジェルズへ預金振替の扱い。

（11月7日に関する被控訴人の説明）

被控訴人は、「また、同月7日にカワバタマリコ名義の口座に振り込まれた1000万円は、支払等に充てられることなく同口座でそのまま管理され、平成19年1月4日に200万円を加えてAAの三井住友口座に入金された（乙29、乙13）。なお、加算した200万円の原資は今となっては被控訴人の記憶がはっきりしないのが実情であるが、上記のとおり、同年9月の150万円のカワバタマリコへの振り込みは送金されているものの、平成19年1月4日時点の残高が1253万20円であったため、AA口座からの振り込みが1200万円と誤解した可能性がある。いずれにせよ、

AA口座からカワバタマリコ名義口座に振り込まれた150万円及び1000万円は、間違いなくAA口座に戻っている」と述べている。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

上記1000万円について、どのような理由で林ジャパン口座からカワバタマリコへ入金されたのかの説明はない。総合仕訳帳(乙8)では、「仮払金」となっているが、林ジャパン口座からなぜカワバタマリコへ「仮払金」を支出するか説明はない。被控訴人は、平成18年9月の150万円については、被控訴人が広島DPに出向くにあたり、当面の支払原資を振り込んだものであると説明しているが、上記1000万円の「仮払金」にはこのような説明はあてはまらない。

(11月8日に関する被控訴人の説明)

乙13の三井住友口座は、同年11月1日に新たにAAの団体名で開設されており、以後の支払は同口座から行う予定であったため、同口座に支払用の原資を移動させる必要があった。そのため、同月8日、林ジャパン口座からAA三井口座に1240万円が振り替えられた(甲9、乙13)。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

仮に、上記説明のとおりであるとすると、同じ日に、林ジャパン口座からカワバタマリコへ1000万円を送金する理由はなく、支払口座として開設したAA三井住友口座に合計2240万円を送金すれば済むはずである。

キ 2006年11月27日

(控訴人らの主張)

カワバタカツコ名義でAA三井口座に3000万円振込(乙13)。

※被控訴人の説明によれば、10月12日にAA郵貯口座から引き出した3000万円を入金したもの。なお、AA郵貯口座から引き出した3000万円がカワバタカツコ名義でAA三井口座に振り込むことになったの

かについての明確な説明はない。

(被控訴人の説明)

10月12日の3000万円の出金について述べたところと同じ。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

結果的に、AA郵貯口座から、AA三井口座に移動したことになるが、その間に川端加津子を介在させた理由についての説明はない。

ク 2006年11月27日

(控訴人らの主張)

林郵貯口座に被控訴人が10,500,000円払込(乙14)

※上記払込による残高は10,500,676円であるから、上記払込直前の残高は676円であったことになる。上記10,500,000円の出所についての明確な説明はない。

※一審判決は、移動先の各預貯金口座から、シェルター建設に係る費用や避妊・去勢費用の補助のための支出がなされていることが認められるとして、甲11(AA郵貯口座)、乙13(AA三井住友口座)、乙14(林郵貯口座)の3つをあげているが(判決書13頁)、2006年11月27日の時点で、被控訴人は、里親に対し避妊・去勢費用の補助をするとのアナウンスを自らのホームページやその他のメディアでは一切行っていなかった。したがって、乙14(林郵貯口座)をもって、上記費用の補助のための口座であるとする一審判決の認定は失当である。

(被控訴人の説明)

平成18年11月27日にAAの郵貯口座から引き出された1050万円は(甲13)、そのまま郵貯の助成金支払用口座に移動され(乙14)、現に去勢・避妊助成金の支払に充てられている(乙12,14)。去勢・避妊助成金を支出することとしたのは、できるだけ里親に犬を飼うことの自覚をも

ってもらおう一方で、金銭的負担を軽減して、多くの犬を引き取ってもらおうためである。

(上記説明に対する控訴人らの主張)

林郵貯口座に払い込まれた1050万円の出所がAA郵貯口座であるとの説明はあった(甲13)。

被控訴人は、前記のとおり支払口座として11月1日にAA三井住友口座を開設している。そうであれば、被控訴人個人の預金と紛らわしい林郵貯口座に入金するのではなく、AA三井住友口座に入金してもよかつたはずである。なぜ、個人名である林郵貯口座に入金する必要があったのかその理由の説明は依然としてない。

ケ 2007年1月4日

(控訴人らの主張)

アーク・エンジェルズ名義でAA三井口座に1200万円振込(乙13)。

※被控訴人の説明によれば、前年11月7日に林ジャパン口座からカワバタマリコへ送金した1000万円に200万円を加えた1200万円を2007年1月4日にアーク・エンジェルズ名義でAA三井口座に入金したというもの。ただし、カワバタマリコが11月7日に送金された1000万円をどのように保管ないし運用していたのか、また、同金額をなぜアーク・エンジェルズ名義でAA三井口座に振り込むことになったのか、さらに、1月4日に加えたという200万円の出所について被控訴人からの明確な説明はない。振込先のカワバタマリコ名義の口座があるはずであるが開示されていない。

※アーク・エンジェルズ名義でAA三井口座に1200万円振り込まれているのであるから、アーク・エンジェルズ名義の預金口座がさらに別にある可能性がある。

(被控訴人の説明)

同月7日にカワバタマリコ名義の口座に振り込まれた1000万円は、支払等に充てられることなく同口座でそのまま管理され、平成19年1月4日に200万円を加えてAAの三井住友口座に入金された(乙29, 乙13)。(上記説明に対する控訴人らの主張)

カワバタマリコ名義の口座に送金された1000万円の保管状況については乙29で説明可能であったとしても、上記1000万円をAA三井住友口座に入金する際、なぜ、アーク・エンジェルズ名義で振り込んだのかについての説明はない。

(3) 以上のとおり、被控訴人の説明は、控訴人らの指摘に対し全体的に、かつ体系的に説明するものにはなっていない。

2 被控訴人に主張に対する控訴人らの反論

- (1) 被控訴人の前記説明は、個人名義の預金口座がなぜ介在するのか、なぜ被控訴人が現金引出をしているのか等々について合理的な説明になっていない。
- (2) 被控訴人の主張は、広島DPの犬の救助目的の寄付金等が、同目的に使用されていないという控訴人らの主張を覆すものになっていない。
- (3) 去勢・避妊助成金の1050万円について

被控訴人は、林郵貯口座(乙14)から去勢・避妊費用を支出したと主張しているが信用できない。

上記費用は1件2万110円である。しかるに、乙14の平成19年1月24日をみると、「合算2」で54万8190円となっている。これは2件の費用をはるかに上回っている。引き出された54万円は去勢・避妊費用以外の用途に充当されたものと考えられる。

上記のようなケースは、平成19年1月31日の「合算5」の76万4730円の出金、同年5月28日の「合算19」で369万6560円などほかにも見られる。

(4) 被控訴人は、去勢・避妊助成金を支出することとしたのは、できるだけ里親に犬を飼うことの自覚をもってもらう一方で、金銭的負担を軽減して、多くの犬を引き取ってもらうためである、と主張している。しかしこれも信用しがたい。

被控訴人は、2007年（平成19年）2月10日、福岡県太宰府市のブリーダーである平川氏に対しては、費用負担を求めている。平川氏に対する被控訴人の口調は極めて高圧的かつ一方的である（甲A 124, 125, 126）。決して、里親に金銭的負担を軽減するという姿勢はない。

被控訴人はまた、「福岡レスキューの援助金募集のお願い」という表題のある文章をホームページに掲載し、寄附を求めている。2008年10月27日現在で54万円の寄附があったとしている（甲A 123・資料6）。被控訴人は上記「福岡レスキュー」の対象となる犬のブリーダーである亀田氏に対し、2008年9月12日、犬の所有権の譲渡を求め（甲A 123・資料2）、同月20日には「飼育動物保護にかかる経費」として約109万円を請求した（甲A 123・資料1）。被控訴人から執拗に支払を要求された亀田氏は、警察に相談したところ、所有権がAAにあるのだから、畜犬登録や狂犬病・ワクチンなどはAAでしなければならず、支払はしなくてよいとアドバイスされた（甲A 123）。

被控訴人は、上記のとおり、広島DPの犬の救助目的で多額の寄付金等を集めた後も、法律上の根拠のない費用の支払を求めるなどしている。被控訴人の活動は、善意のレスキューなどではなく、その実態は営利活動そのものとなっている。

(5) 被控訴人は、私的な流用などないと主張しているが、信用できない。

まず、被控訴人が公表している会計報告（甲A 127）には、貸借対照表に当たる部分がなく、したがって、被控訴人がDPの犬の救助のために集めた寄附金等がどのような資産として残っているかがまったく不明である。

たとえば、平成19年1月31日現在で期末正味財産合計額が1億1373万3273円になっているが（甲A 127・5頁）、その内訳として預金残高がいくらかなどが不明である。被控訴人の資産がまったく分からない。

その後の平成20年3月31日現在での資産の内容も不明である（甲A 127・9頁）。平成21年3月31日現在でも同様である（甲A 127・11頁）。被控訴人は、それ以後の会計報告はしていない。

他方、被控訴人が平成20年3月31日までに支出した工事代金3862万9698円、車両費269万1335円、不動産取得費1900万円などについては、当然資産として残っているはずであるが、その報告はなされていない。

被控訴人は、自ら、法人を設立し、現在も積極的に犬の保護活動を行っていると主張している。そうであれば、会計報告でも明らかになっていない被控訴人の資産を、法人の資産として報告すべきである。しかし、被控訴人はそのような報告は現在に至るもしていない。

(6) 被控訴人は、特定非営利活動法人（以下単に「法人」という）となったと主張しているが、大津地方法務局の平成22年9月9日付け調査嘱託についての回答書によれば、平成22年5月27日、基本財産20万円、運用財産1957万8763円で設立しながら、その直後の6月1日には、運用財産を1900万円減少させて、57万8763円としている。

被控訴人は、広島DPの犬の救助目的で集めた寄付金等から、前記のとおり何らかの工事の代金として3862万円、車両費269万円、不動産取得1900万円を支払ったものと強く推認される。しかも、これらの工事によって完成した固定資産、取得した不動産は、法人の資産ないし法人の利用に供していると強く推認される。

上記推認は、今般の被控訴人の「説明」によっても払拭することができないものである。

以上